

1. 申請前の確認事項

中小企業庁資料の「税制措置・金融支援活用の手引き」、「税制措置の対象設備に関する留意事項」、「中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引き」および「認定経営革新等支援機関一覧」等は必ずご参照ください。

- ・設備の種類によっては、税制上の優遇措置の対象から除かれるものがあります。  
設備メーカーは、事前に税理士に確認するなど、対象設備に該当するかどうかの確認をお願いします。
- ・本税制の対象となる生産設備とは、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗等の作業場のよう、その法人が行う生産活動、販売活動、その他の収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。
- ・設備メーカーにおかれては、工業会等が必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご留意ください。

2. 申請する設備の種類・細目

- ・器具備品の事務機器及び通信機器は、電子計算機、テレタイプライター、ファクシミリ、インターホン、放送用設備、デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備、ルーターをご申請ください。
- ・医療用機器は、心電計、脳波計、生体現象測定装置、生体情報モニタ、超音波画像診断装置、血圧計、AED等をご申請ください。
- ・太陽光発電設備について、全量売電の場合には、電気業の用に供する設備になると考えられます。電気業については中小企業経営強化税制の指定業種に含まれておらず、対象となりません。
- ・娯楽業につきましては、映画業を除き対象となりませんのでご注意ください。
- ・先端設備導入計画の認定対象となる設備は、経済産業省令で生産性向上に資する設備として定められたものが対象となります。

他方で、固定資産税の特例の対象は別途、地方税法で規定しており、その対象はかならずしも一致しないことがありますので、市区町村でご確認ください。

3. 設備の取得時期

生産性特別措置法においては、「先端設備等導入計画」の認定後に設備を取得することが必須です。先端設備等導入計画申請時に必要な工業会証明書の取得は、時間的余裕をもってご申請ください。

4. 中小企業等経営強化法に基づく税制措置についてご質問がある場合は、次へお問合せください。

中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821 (平日 9:30-17:00)

5. 申請者

申請者は、当該設備の要件について正確な記載ができる設備メーカーです。

6. 請求書宛先と証明書返送先について

申請者のみとさせていただきます。

## 7. 様式1、様式2、その他エビデンス(説明)資料等

空欄、未記載、白紙、印刷方法(片面)、資料解像度不鮮明など、提出要件を満たさない状態での申請が目立つようになってきました。

「記入例」を参照いただければ、解決に至るケースが大半を占めるため、空欄、未記載、白紙、誤記、印刷方法の相違等について、申請前に十分ご確認ください。

何れかに該当する場合は証明書の発行はできません。

## 8. 2回目以降のエビデンス資料

年度が替わりましたら省略せず新規同様に同封してください。

同機種の申請の場合には、先に発行された際のエビデンスの該当部分をご提出ください。

その際、解像度が鮮明なものを同封してください。

## 9. 証明書発行申請書類

以下の書類等を確認してください。

①証明書発行申請書(※)

②様式1

③様式2

④エビデンス資料(日本語)

“検索可能な公開されている「カタログ」・「パンフ」類”

(ホームページ(HTML,PDF)掲載されているもの⇒プリントアウトして同封要)

“一代前・当該の型式の連続性“

“「機能」ではなく、「性能」の向上について比較して1%以上“

⑤返信用封筒(切手貼付の上、宛先を記入してください)

※申請書に記載いただく方は、様式1、様式2、エビデンスについて説明できる方に限ります。

当会が必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明ができない場合は、証明書は発行致しません。

※申請書等の各書式は、都度ご確認ください。中小企業庁ホームページは予告なく更新されるため、当会においては随時更新を行う場合があります。予めご承知おきください。

## 10. その他

過去発行分において発行手数料等の入金確認ができない場合、その後の証明書発行は致しません。

発行後、各種要件を満たさないことが判明したときは、証明書発行を取り消す場合もございます。

提出の際は、時間的余裕をもってご申請ください。提出要件を満たさない状態かつ提出期限を理由にした緊急発行依頼については公平性の観点からお断りしております。